

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和5年8月1日作成)

法令名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（略称：整備法）
根拠条項	第129条第2項
処分の概要	移行法人に対する必要な措置の命令
法令の定め	（整備法） 認可行政庁は、勧告を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	未設定（法令の規定に判断基準が言い尽くされているため）
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課（電話番号： 011-204-5004 ）
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ（電話番号： ）
備考	（公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/98928.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/98928.html</a> ）